

3340 特定任用研究員

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
研究開発推進機構	特定任用研究員A				
	特定任用研究員B			5	6
	特定任用研究員C				
	特定任用研究員D	1	4	3	
	計	1	4	3	6
高等研究教育機構	特定任用研究員A	2	2	6	13
	特定任用研究員B		1	2	1
	特定任用研究員C				
	特定任用研究員D				
	計	2	2	7	14
合 計	3	6	10	13	20

注1)2012年7月1日現在

2)2011年度以降、特定任用研究員任用規程改正により、従来の特定任用研究員B、C、DはBIに一本化されている。